

びわ湖ホール舞台芸術体験促進補助金交付要綱

(通 則)

第1条 びわ湖ホール舞台芸術体験促進事業によるびわ湖ホール舞台芸術体験促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(目 的)

第2条 県内の子ども達が本物の舞台芸術に触れ、豊かな心や感受性を育むことを目的として、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール（以下「びわ湖ホール」という。）において実施される小学生等を対象とした舞台芸術公演（以下「公演」という。）に関し、児童生徒の交通費を補助し、当該公演への県内全域からの来場を促す。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 滋賀県内の国公立および私立小学校等
- (2) 滋賀県内の市町教育委員会
- (3) 滋賀県内の私立小学校等の運営者
- (4) 滋賀県内の児童生徒が、学校団体でびわ湖ホールの公演を鑑賞する事業を実施する、非営利団体

(補助金の交付対象事業)

第4条 国公立および私立の小学校等の児童生徒がびわ湖ホールで実施される公演を学校団体で鑑賞するために、学校とびわ湖ホールとの間の交通手段としてバス等を借り上げた場合および公共交通機関を利用した場合に、必要となる経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) バス等の借り上げに要する費用および有料道路の通行料金
- (2) 児童生徒が電車、路線バス等の公共交通機関を利用する際の運賃

(補助金の交付額)

第6条 この補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費に対して、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) バス等の借り上げに要する費用および有料道路の通行料金に対しては、バス等1台あたり実績額の8割とする。ただし、その額が5万円以下となる場合は5万円を上限に実績額の全額とする。
- (2) 児童生徒が電車、バス等の公共交通機関を利用する際の運賃に対しては実績額の全額とする。

(交付申請書)

第7条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、別記様式第2号のとおりとし、事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払いの方法により交付するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 交付対象者は、第7条の規定に基づく交付申請および第8条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を利用することができる。

(標準処理日数)

第11条 規則第4条に規定する補助金の交付の決定、規則第8条に規定する変更の決定および規則第13条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。